

令和8年度 地域物流脱炭素化促進事業

～ 「次世代エネルギー(水素・バイオマス)」申請ガイド ～

申請期間

令和8年4月27日(月)14:00 ～

令和8年6月5日(金)16:00

本ガイドは、公募申請から交付決定までの一連の流れにおいて、特に重要な部分等を抽出し簡略的に説明するものです。申請における留意点など**詳細については必ず公募要領をご確認ください**

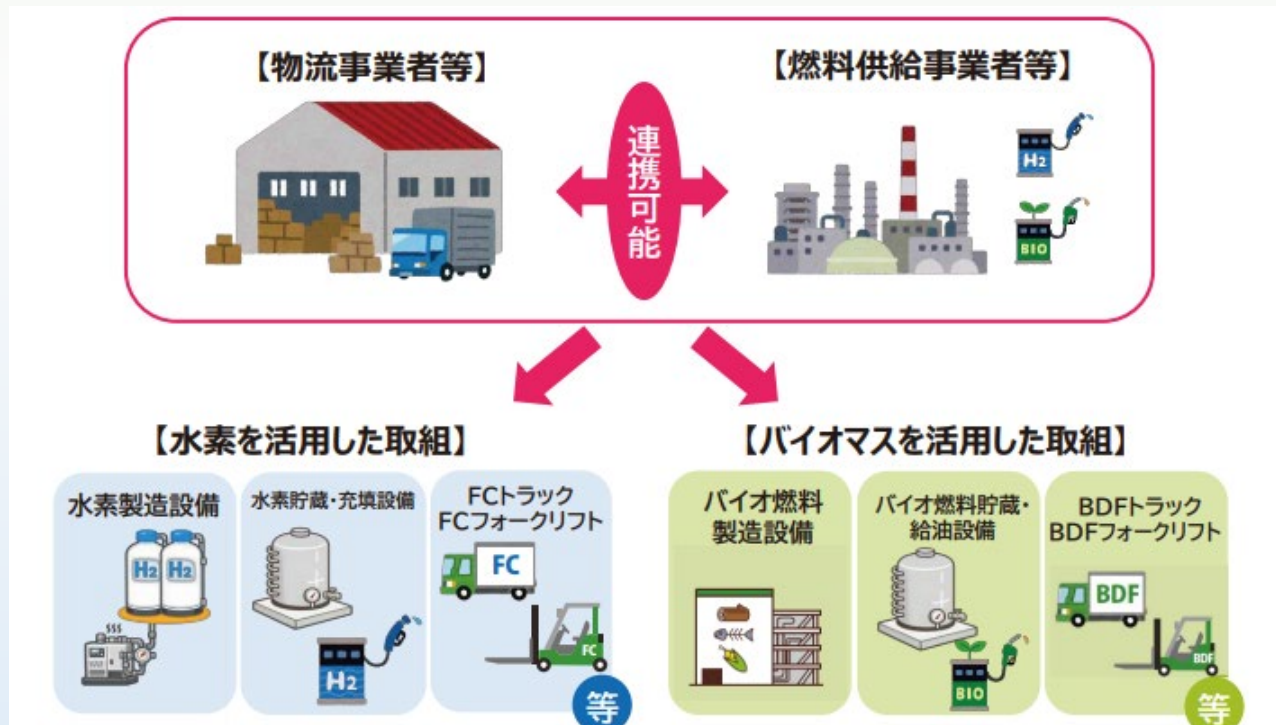
パシフィックコンサルタンツ株式会社

目次

1.補助事業の目的	<u>3</u>
2.補助事業のスキーム	<u>4</u>
3.補助対象事業	<u>5</u>
4.補助対象事業者	<u>6</u>
5.補助率および補助金上限額	<u>10</u>
6.補助対象事業の要件	<u>14</u>
7.公募	<u>30</u>
8.スケジュール	<u>32</u>
9.申請時に提出する資料	<u>33</u>
10.申請書類記入例	<u>34</u>
11.その他提出書類の注意点	<u>45</u>
12.優先配分・優先採択	<u>52</u>
13.交付決定後	<u>54</u>
14.問い合わせ先	<u>55</u>

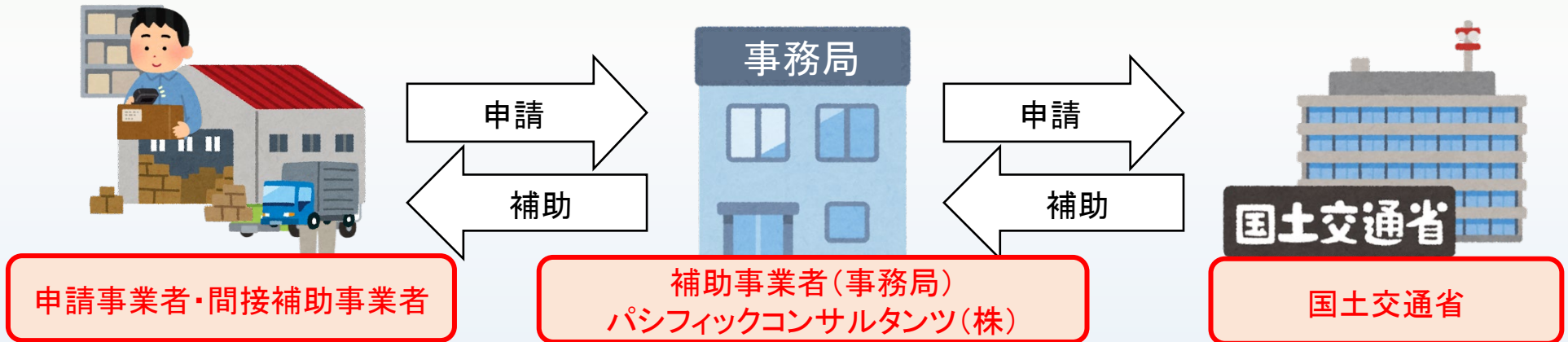
1. 補助事業の目的

本事業は、物流施設等における、次世代エネルギーである**水素・バイオマスの利用に必要な設備や、それらを利用する車両等**の一体的な活用に向けた取組に要する経費の一部を補助することにより、物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るとともに、地域物流の脱炭素化を図ることを目的としています。



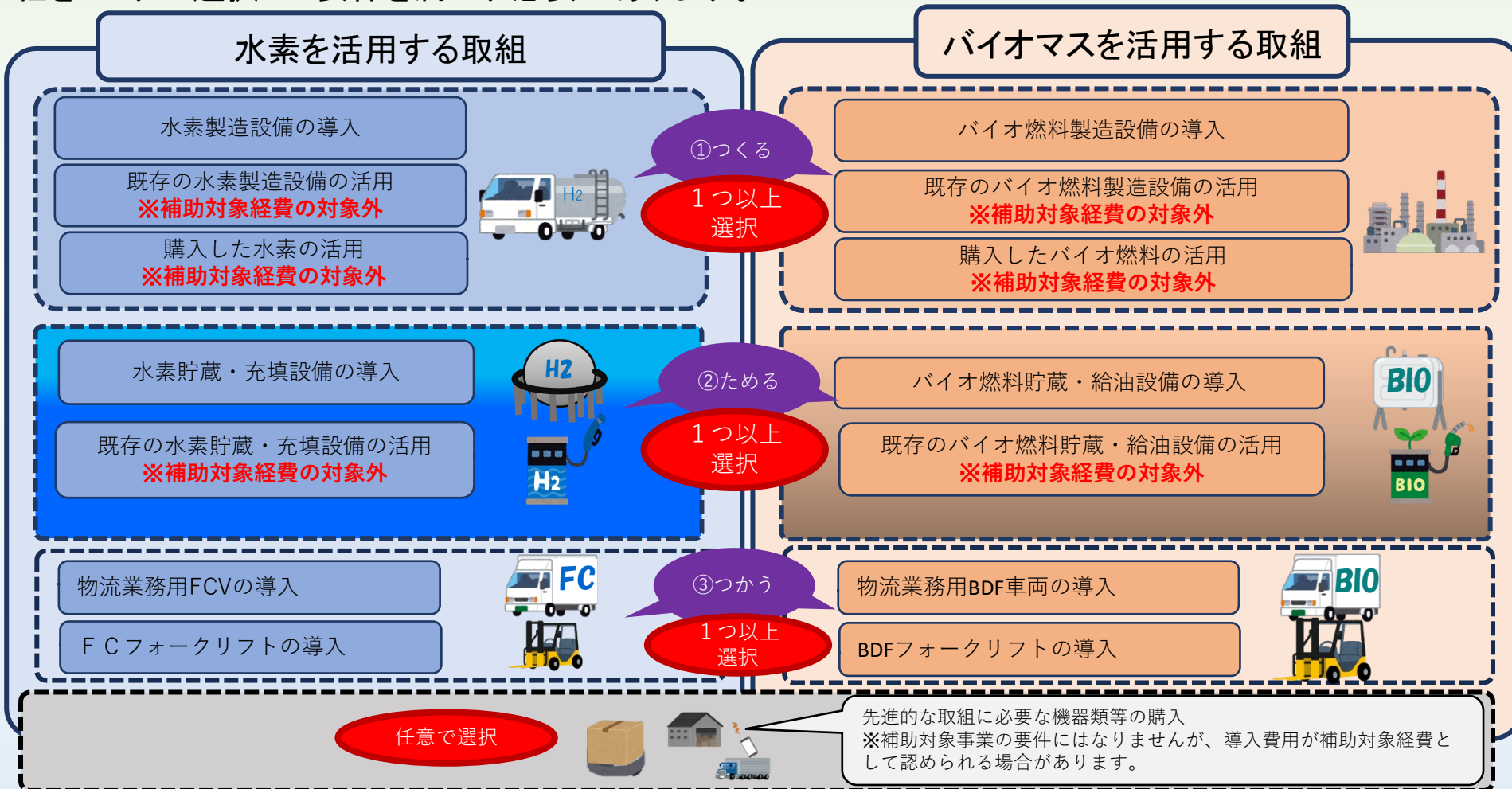
2. 補助事業のスキーム

本事業では、補助金を受給するために申請した事業者を「申請事業者」といいます。申請事業者は、交付決定後「間接補助事業者」となります。また、国土交通省より執行団体として採択を受けたパシフィックコンサルタンツ(株)は「補助事業者」となりますが、本資料では「事務局」といいます。



3. 補助対象事業

本事業における補助対象となる事業は、水素を活用した取組、バイオマスを活用した取組に分類されます。また、それぞれの取組について「①つくる」、「②ためる」、「③つかう」に区分し、それぞれの区分の中から取組を1つずつ選択して要件を満たす必要があります。



4.補助対象事業者(1)

この補助金に申請できるのは、以下の1)~3)に該当する事業者です。



1)倉庫事業者



2)貨物自動車運送事業者等

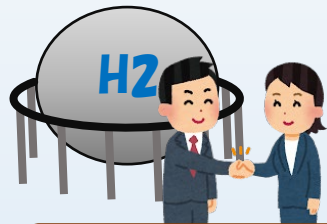


3)トラックターミナル事業者等

上記の1)~3)に該当する事業者は、単独で申請することが可能です。

また、以下の事業者は、上記の1)~3)に該当する事業者とコンソーシアムを組むことで共同申請することが可能です。

※1)、2)、3)は国土交通省への登録が必要です。また、2)は貨物自動車運送事業法の第39条の1に規定される事業者が該当となります。



4)-1 水素供給事業者



4)-2 バイオ燃料供給事業者



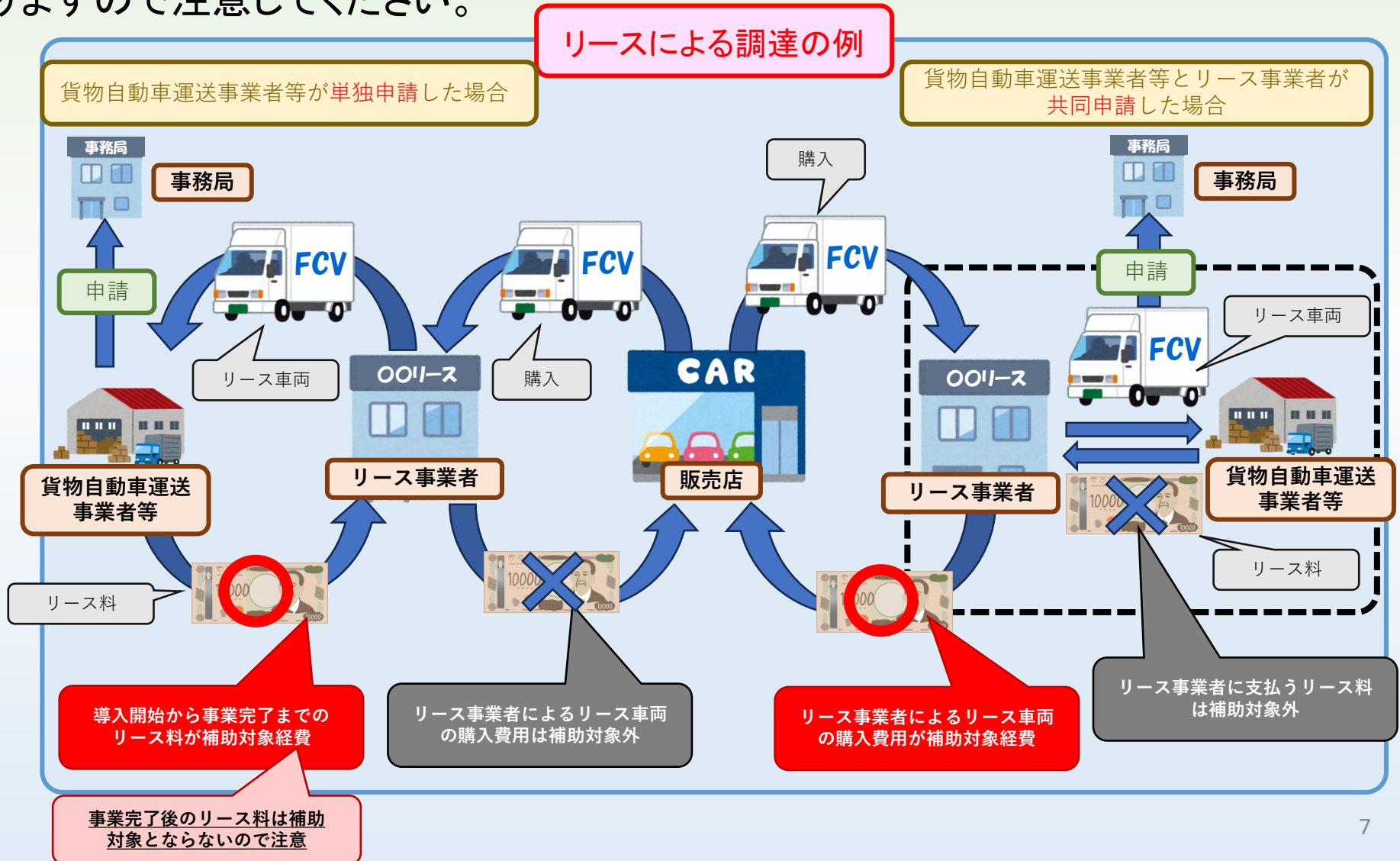
4)-3 リース事業者



4)-4 不動産事業者

4.補助対象事業者(2)

リースによる調達の場合、コンソーシアムの有無により、補助対象となる経費が変わりますので注意してください。

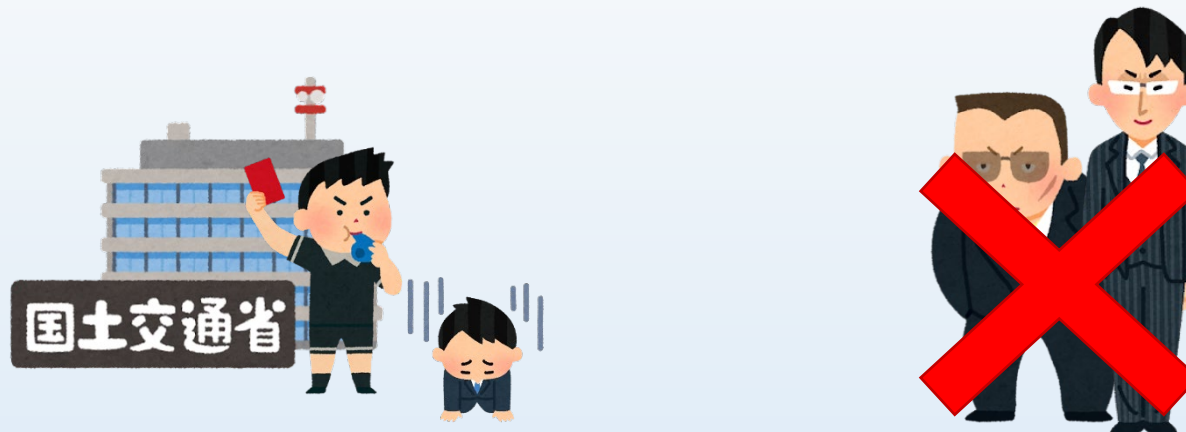


4.補助対象事業者(3)

P.6に示した要件を満たす補助対象事業者であっても、以下に該当する事業者は対象外となります。

- 国土交通省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者
- 地域物流脱炭素化促進事業費補助金交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者(誓約事項に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことに留意してください)。

※「暴力団排除に関する誓約事項」は、**補助金交付申請書(様式第1)**の提出をもって記載内容に誓約したものとしますので必ずお読みください。



4.補助対象事業者(4)

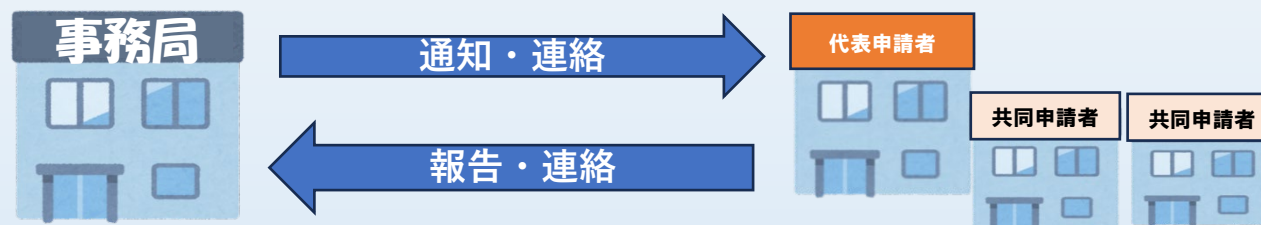
【コンソーシアムを組んで共同申請する場合の注意点】

本事業では、水素・バイオ燃料供給事業者等との連携による共同申請が可能です。コンソーシアムを組んで複数の事業者によって共同申請を行う場合、あらかじめ代表となる事業者(以下「代表申請者」といいます)を取り決めてください。

申請をはじめ、交付決定後の計画変更(等)、事故などが生じた場合の事務局への報告や実績報告などは、代表申請者(交付決定後は、「代表間接補助事業者」といいます)が取りまとめて行ってください。また、交付決定、額確定、その他承認等の通知は代表申請者に行います。

なお、補助金は、代表間接補助事業者の口座に一括で支払われます。代表となる申請事業者はその点も踏まえて取り決めてください。

また、事務局では支払われた補助金の分配や各事業者間のやりとりには関与いたしません。



5.補助率および補助金上限額(1)

補助率、補助金上限額は下表のとおりとなります。

補助対象事業	補助対象設備・機器類	補助率	1事業者あたりの補助金上限額
次世代エネルギー(水素・バイオマス)	【水素を活用する取組】 ① 水素製造設備の導入 ④ 水素貯蔵・充填設備の導入 ⑥ 物流業務用FCVの導入 ⑦ FCフォークリフトの導入	1/2以内	2.5億円
	【バイオマスを活用する取組】 ⑧ バイオ燃料製造設備の導入 ⑪ バイオ燃料貯蔵・給油設備の導入 ⑬ 物流業務用BDF車両の導入 ⑭ BDFフォークリフトの導入		2億円
上記に付随	⑮ 先進的取組に必要な機器類の導入		上記の取組に準ずる

・補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額となります。

例) **312,345,678円** × **1 / 2** = **156,172,839円** → **156,172,000円**

補助対象経費

補助率

積

補助金申請額

5.補助率および補助金上限額(2)

- 倉庫事業者、貨物自動車運送事業者等、トラックターミナル事業者等が複数の申請を行った場合、すべての申請補助金額の合計上限は、水素を活用した取組の場合には2.5億円、バイオマスを活用した取組の場合には2億円までとなります。

例)

●●倉庫(株)

A物流センター (水素を活用した取組)

各拠点の
補助金申請額

456,789,000円

+

=

B物流センター (再エネを活用した取組)

●●倉庫(株)の
補助金申請額合計

98,765,000円

→

補助金申請額

555,554,000円

水素を活用した取組の上限額が適用され、2.5億円が上限額となる

→ 250,000,000円

【両方とも要件充足】

例)

□□倉庫(株)

C物流センター (再エネを活用した取組)

各拠点の
補助金申請額

189,988,000円

+

=

D物流センター (バイオマスを活用した取組)

□□倉庫(株)の
補助金申請額合計

68,268,000円

→

補助金申請額

258,256,000円

再エネを活用した取組の上限額が適用され、1.0億円が上限額となる

→ 100,000,000円

【要件未達】

5.補助率および補助金上限額(3)

「先進的取組に必要な機器類の導入」は、個別に審査を行った上で、その導入費用の一部あるいは全部が補助対象経費として認められた場合であっても、補助対象事業の要件には含まれません。また、「①つくる・②ためる・③つかう」の中から、それぞれ1つ以上の要件選択が必要となりますのでご注意ください。



なお、申請状況に応じて補助率を1/2以内で変更する場合があります。
補助率を変更する例として、「優先配分」があります。優先配分については
P.52を参照してください。

5.補助率および補助金上限額(4)

「非常時に災害拠点の非常用水素充填拠点、非常用バイオディーゼルの給油拠点として、地域に開放する等の活用を図る」取組

導入する補助対象要件となる施設、設備、機器類を、災害等の非常時に近隣住民へ燃料供給拠点等として開放する取組を行う場合は、管轄の地方自治体等と同内容について協定を締結する必要があります。

優先採択や優先配分の際に、本要件が優先点として考慮される場合があります。その際に自社の独自による実施や、自社従業員のみへの開放の場合、優先点として考慮されない可能性があります。

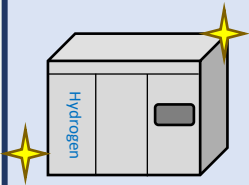
取組内容	締結先例	開放する要件や活用方法例
次世代エネルギー（水素・バイオマス）を活用した取組	<ul style="list-style-type: none">・市区町村等の地方自治体・管轄の消防局・所属する業界団体 等	<ul style="list-style-type: none">・地域住民または近隣の事業者等が持つFCV車両への水素燃料の充填、バイオ燃料の供給、物流用車両の提供協力 等



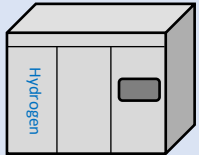
6.補助対象事業の要件(1)

水素を活用する取組の「①つくる」からは、次のうちいずれか1つを必ず選択してください。

水素製造設備の導入(新設/増設)



- ・導入に必要な費用が補助対象となります。
- ・リースによる導入も補助対象となります。
※リース事業者との共同申請の有無により補助対象となる経費が変わります。(P.7参照)
- ・物流業務用FCV、FCフォークリフト等に水素を供給するための設備であることが要件となります。
- ・実績報告期限までに稼働が難しい場合でも、令和11年度までに導入が完了することを前提に補助対象事業の要件として認められます。



既設の水素製造設備の活用

- ・補助対象事業の要件にはなりませんが補助対象経費にはなりません。
- ・リースにより導入された設備の活用も要件となります。
- ・物流業務用FCV、FCフォークリフトに水素を供給するための設備であることが要件となります。
- ・燃料供給事業者等との共同申請で、当該事業者が所持する場合は、要件とはなりません。



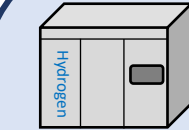
購入した水素の活用

- ・初期登録費用や使用料は補助対象経費にはなりません。
- ・物流業務用FCV、FCフォークリフトに供給するための購入が要件となります。

6.補助対象事業の要件(2)

間接補助事業に要する経費

補助対象経費



水素製造設備の導入

工事費



設置
工事費

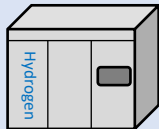
材料費・
輸送費

重機等の
利用費

現場管理費・
一般管理費

共通仮設費

設備費



水素製造設備
等



水素の製造や利用に
必要な機器・部品類

業務費



稼働のために
必要な試験費用

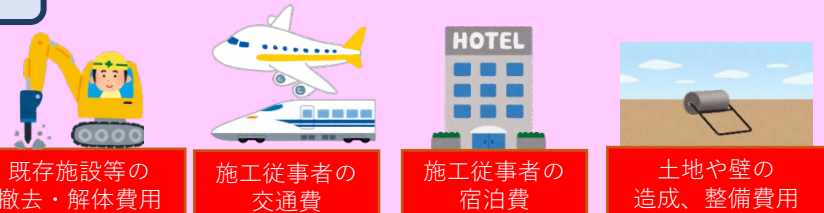
事務費



稼働のために必要な
届出に係る費用

補助対象外経費

工事費



既存施設等の
撤去・解体費用

施工従事者の
交通費

施工従事者の
宿泊費

土地や壁の
造成、整備費用

業務費



延長保証や保守契約
に係る費用

土地や壁の
調査費用

事務費



水素製造に必要な
資格取得等に係る費用

土地や施設の
取得・賃借費用

水素製造設備の経費一例

6.補助対象事業の要件(3)

水素を活用する取組「②ためる」からは、次のうちいずれか1つを選択してください。

水素貯蔵・充填設備の導入(新設／増設)



- ・導入に必要な費用が補助対象となります。
- ・リースによる導入も補助対象となります。
※リース事業者との共同申請の有無により補助対象となる経費が変わります。(P.7参照)
- ・物流業務用FCV、FCフォークリフトに充填する水素を貯蔵するための設備であることが要件となります。
- ・実績報告期限までに稼働が難しい場合でも、令和11年度までに導入が完了することを前提に補助対象の要件として認められます。

既存の水素貯蔵・充填設備の活用



- ・要件となりますが補助対象経費にはなりません。
- ・リースにより導入された設備の活用も要件となります。
- ・物流業務用FCV、FCフォークリフトに充填する水素を貯蔵するための設備であることが要件となります。
- ・燃料供給事業者等との共同申請で、前記事業者が所持する場合は、要件とはなりません。

※令和11年度までに導入が完了する場合、以下の2点の条件を満たしたうえで申請を行ってください。

- ・様式第1別紙1 実施計画書の「事業実施のスケジュール」において、今後の導入計画を詳細に記入してください。
- ・申請時、導入完了見込み年度までに導入が完了する旨を記した誓約書またはそれに準ずる書類(自由書式)を提出してください。(作成時の注意点は、本ガイドP.51を参照してください。)

上記2点が満たされない場合、要件未達として交付を決定することができません。また、実施計画書の内容について、事業完了まで次年度以降も事務局によるフォローアップを行います。

6.補助対象事業の要件(4)

間接補助事業に要する経費

水素貯蔵・充填設備の経費一例

補助対象経費

水素貯蔵・充填設備の導入

工事費



設備費



業務費

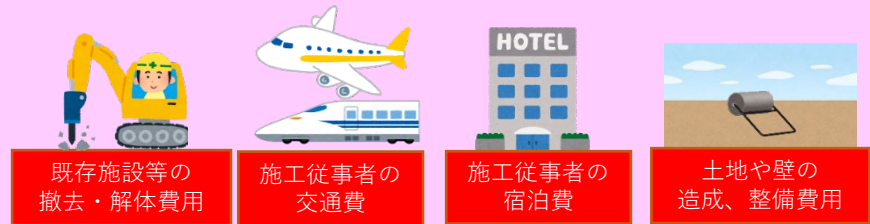


事務費



補助対象外経費

工事費



業務費



事務費



6.補助対象事業の要件(5)

水素を活用する取組「③つかう」からは、次のうちいずれか1つを選択してください。



物流業務用FCVの導入※既設の車両活用は補助対象事業の要件・補助対象経費となりません

- ・導入に必要な費用が補助対象となります。
- ・水素を燃料とした燃料電池のみで走行する物流業務用のFCV車両であることが要件となります。
- ・補助対象となるのは車両本体の購入費用、および水素燃料に対応するための車両の改造・架装費用のみとなります。



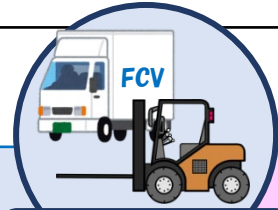
FCフォークリフトの導入※既設の車両活用は要件・補助対象経費となりません

- ・導入に必要な費用が補助対象となります。
- ・水素を燃料とした燃料電池のみで走行するフォークリフトであることが要件となります。
- ・定格荷重は問いません。

6.補助対象事業の要件(6)

物流業務用FCV、FCフォークリフトの経費一例

間接補助事業に要する経費



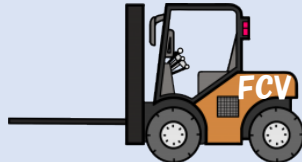
物流業務用FCV
FCフォークリフト
の導入

補助対象経費

設備費



FCV車両の
車両本体



FCフォークリフト



水素燃料に対応するた
めの架装費用

補助対象外経費

工事費・設備費 等



外装変更やカスタマイズ
に係る架装費用



オプションに係る
費用

業務費



延長保証や整備等に
係る費用

事務費



物流業務に使用
されないFCV車両等



車両の導入に係る登録
料や手続き代行費用等

6.補助対象事業の要件(7)

バイオマスを活用する取組の「①つくる」からは、次のうちいずれか1つを必ず選択してください。

バイオ燃料製造設備の導入(新設/増設)

- ・導入に必要な費用が補助対象となります。
- ・リースによる導入も補助対象となります。
※リース事業者との共同申請の有無により補助対象となる経費が変わります。(P.7参照)
- ・物流業務用BDF車両・BDFフォークリフトにバイオディーゼル燃料を供給するための設備であることが要件となります(バイオ燃料の製造工程において混合・攪拌を行う設備も含む)。
- ・実績報告期限までに稼働が難しい場合でも、令和11年度までに導入が完了することを前提に補助対象の要件として認められます。



既設のバイオ燃料製造設備の活用

- ・補助対象経費にはなりません。
- ・リースにより導入された設備の活用も要件となります。
- ・物流業務用BDF車両・BDFフォークリフトにバイオディーゼル燃料を供給するための設備であることが要件となります。
- ・燃料供給事業者等との共同申請で、当該事業者が所持する場合は、要件とはなりません。



購入したバイオ燃料の活用

- ・油種はFAME、HVOのいずれかとし、SVOは対象外とします。なお、軽油との配合比率は問いません。
- ・購入するバイオ燃料の初期登録費用や使用料は補助対象経費にはなりません。
- ・物流業務用BDF車両・BDFフォークリフトに供給するための購入が要件となります。



6.補助対象事業の要件(8)

間接補助事業に要する経費

補助対象経費

工事費



設備費



業務費



事務費



バイオ燃料製造設備の導入

補助対象外経費

工事費



業務費



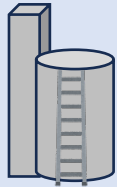
事務費



バイオ燃料製造設備の経費一例

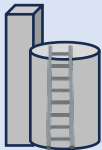
6.補助対象事業の要件(9)

バイオマスを活用する取組の「②ためる」からは、次のうちいずれかを必ず選択してください。



バイオ燃料貯蔵・給油設備の導入(新設／増設)

- ・導入に必要な費用が補助対象となります(仮設の貯蔵タンクや、貯蔵タンクへの輸送配管、廃食用油貯蔵設備等を含む)。
- ・リースによる導入も補助対象となります。
 - ※リース事業者との共同申請の有無により補助対象となる経費が変わります。(P.7参照)
- ・物流業務用BDF車両・BDFフォークリフトにバイオディーゼル燃料を供給するための設備であることが要件となります。
- ・実績報告期限までに稼働が難しい場合であっても、令和11年度までに導入が完了することを前提に補助対象の要件として認められます。



既設のバイオ燃料貯蔵・給油設備の活用

- ・補助対象経費にはなりません。
- ・リースにより導入された設備の活用も要件となります。
- ・物流業務用BDF車両・BDFフォークリフトにバイオディーゼル燃料を供給するための設備であることが要件となります。
- ・燃料供給事業者等との共同申請で、前記事業者が所持する場合は、要件とはなりません。

6.補助対象事業の要件(10)

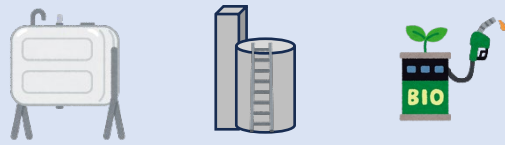
間接補助事業に要する経費

補助対象経費

工事費



設備費



業務費



事務費



バイオ燃料貯蔵・給油設備の導入

補助対象外経費

工事費



業務費



事務費



バイオ燃料貯蔵・給油設備の経費一例

6.補助対象事業の要件(11)

バイオマスを活用する取組「③つかう」からは次のうちいずれかを選択してください。

物流業務用BDF車両の導入



- ・導入に必要な費用が補助対象となります。
- ・バイオディーゼルを燃料として走行する物流業務用のトラックであることが要件となります。
- ・補助対象となるのは車両本体の購入費用、およびバイオディーゼル燃料を使用できるように改造・架装するための費用となります。

BDFフォークリフトの導入



- ・導入に必要な費用が補助対象となります。
- ・バイオディーゼルを燃料として走行するフォークリフトであることが要件となります。
- ・定格荷重は問いません。

※バイオディーゼル燃料の油種はFAME、HVOのいずれかであること(SVOは対象外となります)。
配合の比率は問わないが、B5を超える燃料は車両メーカーの保証対象外となる可能性を認識の上
自己責任で利用すること。なお、B100の利用においては車検証の変更が必要。

※B5燃料を利用する場合、B5燃料使用車であることを示すシールやプレートを視認性の高い位置に
貼付すること。また、交付規程第24条第2項に規定する財産処分制限期間においては、B5燃料のみを
使用したことがわかる帳簿などの証票を提出すること。やむを得ず軽油給油を行った場合は、
その理由書とともに給油記録を添付すること。

6. 補助対象事業の要件(12)

物流業務用BDF車両・BDFフォークリフトの経費一例

間接補助事業に要する経費



物流業務用BDF車両、BDF
フォークリフトの導入

補助対象経費

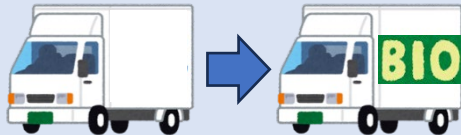
工事・設備費



物流業務用BDF車両の
車両本体



BDFフォークリフト



バイオディーゼルを使用できる
よう車両を改造・架装する費用

補助対象外経費

工事費・設備費 等



外装変更やカスタマイズ
に係る費用



オプションに係る
費用

業務費



延長保証や整備等に
係る費用

事務費



物流業務に使用
されない車両等



車両の導入に係る登録
料や手続き代行費用等

6.補助対象事業の要件(13)

下表に示す経費は、補助対象経費に計上できません。

	経費の内容	備考(具体的な経費の例/注意点)
①	申請等に係る事務作業費	・申請書類の作成に費やした従業員の人件費 ・書類作成等を外部に依頼または委託した際の費用
②	間接補助事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等に係る経費	・机、いす、書棚等の什器類、事務機器等の購入費またはリース費用 ・インターネットを利用するための接続に係る開設、登録、利用に関する費用 等
③	他の国庫補助金で補助対象となる経費	・同一の機器や設備等に対して複数の国庫補助金を財源とする補助金を受給することはできません。 ・重複しない機器や設備に対して他の国庫補助金による導入を行う場合、補助対象要件として認められますが、優先採択や優先配分が行われた際に、優先判断項目の一つとなる可能性があります。
④	間接補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	・災害により破壊されてしまった導入施設、設備、機器等の撤去、再導入に係る費用
⑤	その他間接補助事業に関係のない経費	・支払い時の振込手数料

6.補助対象事業の要件(14)

補助事業に係る施設、設備、機器類を導入する際に、下表のいずれかに該当する場合は、注意すべき点があります。**必ず公募要領を確認**してください。

	内容	公募要領の該当箇所
①	補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれている場合	P.12 I 事業概要 8.その他 1)補助対象経費からの消費税額の除外について
②	外国企業から物品を調達する場合	P.13 I 事業概要 8.その他 2)外貨に係る経費の取扱いについて
③	自社または関連会社等から施設、設備、機器類等を調達する場合	P.13 I 事業概要 8.その他 4)自社調達を行う場合の扱い(利益排除の考え方)

上記のほか、ファイナンスリースを利用する場合は、共同申請の有無に係わらず、**実績報告時に契約書類の写しの提出**を条件とします。契約は、交付決定後に締結してください。また、**メンテナンスリースによる施設、設備、機器類等の導入は補助対象外**となります。

6. 補助対象事業の要件(15)

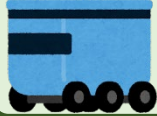
P.12で示したとおり、「先進的取組に必要な機器類」については、**補助対象経費に含まれますが**、間接補助事業の要件として構成される**補助対象事業の要件にはなりません**。水素を活用した取組およびバイオマスを活用した取組ともに「①つくる」、「②ためる」、「③つかう」から、それぞれ必要な要件を選択した上で申請可能となります。具体的な設備や機器類の例は、以下のとおりです。

無人搬送車 (AGV: Automatic Guided Vehicle)



- ・倉庫内に専用レールや床に識別するための磁気ライン等を設置し、荷物を運びたい区間のルートやタイムスケジュール等を設定することで荷物を運ぶことができる車両が要件となります。

無人配送ロボット (AMR: Autonomous Mobile Robot)



- ・ロボット自体、あるいは天井等に取り付けた位置情報を認識する補足機能等によって、倉庫内の任意の場所から目的地まで荷物を運ぶことができる機器が要件となります。無人フォークリフトもこのカテゴリとなります。

エネルギーマネジメントシステム (EMS)



- ・ピークシフト、ピークカット等、電力負荷の平準化機能を搭載していることが要件となります。
- ・システムを利用するためのハードウェアの購入費用については補助対象経費の対象外となります。

温室効果ガス排出量算出・可視化ツール



- ・副次的ではなく、温室効果ガス排出量の算出・可視化が主の機能であることが要件となります。
- ・法令等に基づいた報告義務への対応が可能であるシステムが要件となります。ただし、報告義務が発生しない事業者についても導入可能です。

トラック予約受付システム



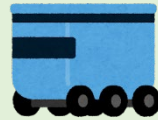
- ・貨物運送事業者の事業所・運転手等が、トラックの積卸施設への到着予定時刻を電子的な方法により事前に予約することができるシステムが要件となります。

※上記以外の設備や機器類についても、「先進的取組に必要な機器類」として認められる場合がございます。
詳細は事務局までご相談ください。

6.補助対象事業の要件(16)

間接補助事業に要する経費

補助対象経費



先進的取組に必要な
機器類の導入

工事費

設置・電気
工事費

材料費・
輸送費

重機等の
利用費

現場管理費・
一般管理費

共通仮設費

設備費

無人
搬送車

無人配送
ロボット

トラック
予約受付
システム

等

業務費

システム開発費

稼働のために
必要な試験費用

事務費

稼働のために必要な
届出に係る費用

補助対象外経費

工事費

既存設備等の
撤去・解体費用

施工従事者の
交通費

HOTEL
施工従事者の
宿泊費

土地や壁の
造成、整備費用

設備費

ハードウェア

CSV PPT
PDF DOC XLS
オフィス用ソフト

業務費

土地や壁の
調査費用

ネットワーク環境の
構築や整備

事務費

契約書
土地や施設の
取得・賃借費用

先進的取組に必要な機器類の経費一例

7.公募(1)

本事業の申請期間および申請方法は、以下の通りです。

申請期間

令和8年4月27日(月)14:00～令和8年6月5日(金)16:00

申請方法

事務局のメールアドレス宛にメール添付またはファイル転送サービス等の方法にて提出してください。

事務局メールアドレス: logigx_r08@bg.pacific-hojo.jp



その他

- ・委任をする場合であっても初回の申請書提出は、申請する事業者より送付して下さい。初回から委任者による申請書の提出は受理されません。
- ・共同申請の場合、原則として代表申請者が必要書類を取りまとめて提出してください。ただし、社内規程等により代表申請者からの提出が難しい書類等がある場合は、事務局にご相談ください。
- ・郵送やFAXによる申請は、受け付けできません。
- ・公募に関する最新情報については、本事業のホームページに掲載しますので、逐次確認してください。
HPアドレス : <https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>

7.公募(2)

申請前に、ホームページで「事業者番号」を取得してください。

①



①ホームページのTOPページを下へスクロールして②「公募のお知らせ」の図の下にある「次世代エネルギー(水素・バイオマス)」の部分をクリックしてください。

②「次世代エネルギー(水素・バイオマス)」のページに遷移しますので、ページを下にスクロールして「申請方法」の「①事業者番号発行」にある「応募フォームへ進む」をクリックしてください。「事業者番号発行」のページに遷移します。

③下図を参照し、必要事項を入力してください。

④「入力内容確認」をクリックしてください。

⑤入力した内容に誤りがないか確認してください。

⑥誤りがなければ「事業者番号発行」をクリックしてください。誤りがある場合は、「修正する」をクリックして③に戻り、修正してください。

⑦手続完了後、事業者番号が発行され、あわせて、事業者番号が記載されたメールが送信されます。事業者番号は「P+5桁」で構成されています。

※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられていないかを確認してください。

※事前にlogigx_r08@bg.pacific-hojo.jpからメールが受信できるよう設定を変更してから実施してください。

⑧発行された事業者番号は、申請時のメールタイトルに記入の上、提出してください。



③

会社名・団体名 必須
令和ウェアハウス株式会社

※50文字以内

センター・営業署名 必須
東京ベイ市川センター

※50文字以内

担当者氏名 必須
物流 太郎

メールアドレス(半角英数字記号) 必須
t.butstryu@reiwawarehouse.com

メールアドレス 確認用(半角英数字記号) 必須 **メールアドレスが一致しません**
t.butstryu@reiwawarehouse.com

※ペーストせず、手入力をお願いします。

電話番号 必須
03XXXXXXXX

※ハイフンなし

④

入力内容確認

代表申請者の正式な事業者名


事業を実施する物流拠点の名称

担当者の姓名

担当者のメールアドレス

一致しないと警告が表示

連絡のつきやすい電話番号
携帯電話番号可



⑦

⑤

⑥

事業者番号発行

修正する

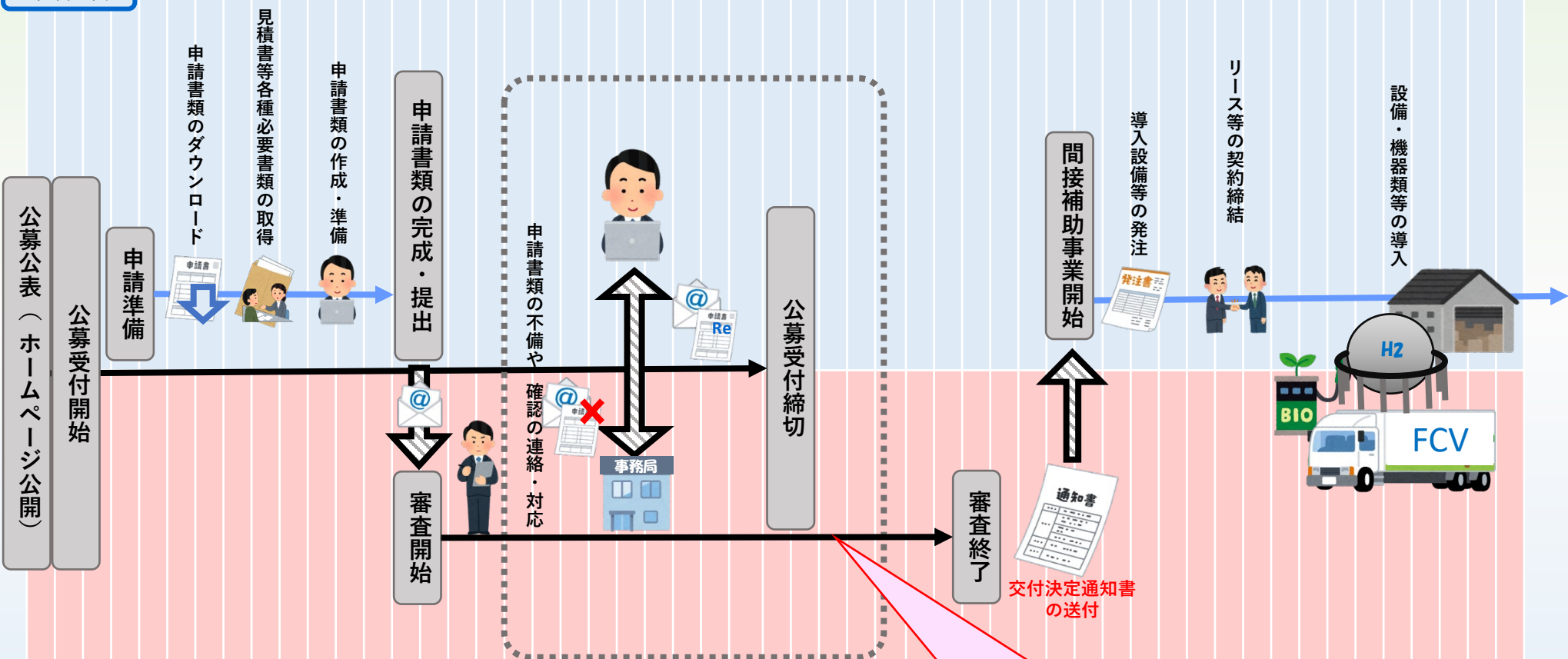
8.スケジュール

(公募受付開始～間接補助事業開始)

4/27 (月) 6/5 (金) 6月下旬

申請者

事務局



公募受付締切後も申請書類の不備解消等のやりとりを実施

9.申請時に提出する資料

申請時に提出する資料は、下表の通りです。

番号	提出書類	部数	書類様式	必須書類	備考	記入例または注意点掲載頁
①	様式第1(補助金交付申請書)	1	有	○		P.34
②	様式第1別紙1(実施計画書)	1	有	○	自社様式資料の補足可	P.35~40
③	様式第1別紙2(経費内訳)	1	有	○	Excel様式	P.41
④	様式第1別紙3(役員名簿)	各事業者ごとに1	有	○		P.42
⑤	様式第1別紙4(実施体制図)	1	有	○	自社様式資料の補足可	P.43
⑥	見積書(写)	2社以上	無	○		P.45
⑦	設備、機器類資料(写)	各設備、機器ごとに1	無	○		P.46
⑧	登記事項証明書または登記簿謄本(写)	各事業者ごとに1	無	○		P.47
⑨	貸借対照表	1	無	○		P.48
⑩	損益計算書	1	無	○		
⑪	CO2削減根拠資料【輸送】	1	有	○	Excel様式	P.44
⑫	既存設備を証する資料	1	無	△	既存設備等による申請の場合は要提出	P.49
⑬	委任状	1	無	△		P.50

10. 申請書類記入例(1)

※記入例は、記入個所を便宜上赤字にしていますが、実際には黒字で作成してください。

①様式第1(補助金交付申請書)

すべての申請者が提出必須です。

様式をホームページよりダウンロードして作成してください。

(様式第1)

文書番号 第補R8-123-01号
令和8年5月25日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

③ 氏名 令和ウェアハウス株式会社
代表取締役 上運 倉子

地域物流脱炭素化促進事業費補助金交付申請書

地域物流脱炭素化促進事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 間接補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
2. 間接補助事業の開始及び完了予定日
交付決定後即開始、令和9年1月10日完了見込み
3. 間接補助事業に要する経費
123,456,789円 ④
4. 補助対象経費
98,765,432円 ⑤
5. 補助金交付申請額
49,382,000円 ⑥
6. 間接補助事業に要する経費(※)、補助対象経費及び補助金の配分額
別紙2 経費内訳のとおり

7. 同上の金額の算出基礎

⑦ 見積書参照のこと

(注1) 本申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

- (1) 申請者の営む主な事業(登記事項証明書または登記簿謄本(写))
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項(貸借対照表、損益計算書)
- (3) 間接補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 間接補助事業の効果(CO2削減効果及びその根拠)(事務局書式 CO2削減根拠資料)
- (5) 間接補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
- (6) 申請者の役員等名簿(別紙3 役員名簿)
別紙3 役員名簿のとおり
- (7) 実施体制図(別紙4 実施体制図)
別紙4 実施体制図のとおり

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額=消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助対象金額

①文書番号

任意で使用してください。空欄であっても不備とはなりません。

②文書作成日

本様式を作成した令和8年4月27日～同年6月5日までの日付を和暦で記入してください。

③氏名

申請者(共同申請の場合は、代表申請者)の事業者名と、当該事業者の本事業における決裁権を有する者の役職および氏名(姓名ともに記入)を記入してください。なお、事業者名は(株)など略式表記をせず正式名称を、氏名は姓名をそれぞれ記入してください。

④3.間接補助事業に要する経費

本事業に係るすべての経費を合計した金額を記入してください。

⑤4.補助対象経費

本事業に係るすべての経費のうち、補助金の支払対象となる経費を合計した金額を記入してください。

⑥5.補助金交付申請額

前項⑤に記入した金額に1/2を乗じて、千円未満を切り捨てた金額を入力してください。

⑦7.同上の金額の算出基礎

金額を算出した根拠について記入してください。例えば、見積書が算出の基礎である場合は、「見積書参照のこと」など見積書を参照する旨を記入してください。

⑧(注1)

(注1)の(1)～(7)については、指定した書類の提出によって網羅されるため、記入等は不要です。

10. 申請書類記入例(2)

※記入例は、記入個所を便宜上赤字にしていますが、実際には黒字で作成してください。

②様式第1別紙1(実施計画書1) 1/6

すべての申請者が提出必須です。また、共同申請の場合も提出は1部で結構です。

様式をホームページよりダウンロードして作成してください。**この様式はExcelとなります。**

別紙1
実施計画書 1

① 事業実施代表者	社名	令和ウェアハウス株式会社
	役職・氏名	代表取締役 上達 倉子
	住所	東京都千代田区●●1-2-3
②	電話番号	03-XXXX-XXXX
	社名	令和ウェアハウス株式会社
担当者連絡先1 ※委任者の場合は委任状を添付すること	役職・氏名	倉庫管理部 神岡東エリア担当マネージャー 物流 太郎
	電話番号	03-XXXX-XXXX
	E-mail	t.butsuryu@reiwarehouse.com
担当者連絡先2	社名	
	役職・氏名	
	電話番号	
③ 共同申請者1	社名	RWロジスティクス株式会社
	役職・氏名	営業部 運送 花子
	住所	東京都中央区●●3-4-5
	電話番号	03-XXXX-XXXX
	E-mail	t.butsuryu@rease.com
共同申請者2	社名	
	役職・氏名	
	住所	
	電話番号	
④ 本事業の主たる実施場所	施設名	※事業を行う具体的な場所(施設名、設置する倉庫名)を記載する。 令和ウェアハウス株式会社 東京ベイセンターD号棟 および RWロジスティクス株式会社 東京ベイ市川営業所(同敷地内に在り)
	住所	千葉県△△市●●4-5-6
	社名	令和ウェアハウス株式会社
⑤ 物流事業者の情報	事業内容	1) ※公券要領P.3補助対象事業者の番号を記載
	資本金	2億円
	従業員数	250人
	出荷先エリア	千葉県全域、東京都(23区・多摩含む)、神奈川県(横浜・川崎・湘南)、埼玉県
⑥ 「広域リージョン連携」について	本事業計画内容が、広域リージョン連携推進要綱(令和7年9月2日付総務省令第425号自治体行政局長通知)に規定する「広域リージョン連携ビジョン」に基づくプロジェクトに係るものである場合、以下について記載ください。 ・広域リージョンの名称:「○○○○」 ・取り組むことを想定する分野名:「○○○○」 ●●広域リージョン 分野:交通	

「共通」すべての事業者が記入する項目です。※一部の項目を除く

①事業実施代表者

本事業における決裁権を有する者の氏名(姓名ともに記入)、役職、主に在籍している拠点の住所およびその電話番号を記入してください。

共同申請の場合、本項目はそれぞれの申請事業者ごとに記入をしてください。

②担当者連絡先

申請する事業者に所属し、本事業における連絡窓口となる者の氏名(姓名ともに記入)、役職、主たる在籍拠点の住所、連絡が付きやすい電話番号(携帯電話可)およびメールアドレスを記入してください。なお、調達先や施工依頼先など他の事業者に委任する場合であっても、本項目には申請する事業者に所属している者を記入してください。また、初回の申請は、本項目に記入したメールアドレス(共同申請の場合は、代表申請事業者に所属する者のメールアドレス)より送付してください。

③共同申請者

2社以上で申請する場合はこちらに記入してください。

④本事業の主たる実施場所

施設、設備、機器類を導入する物流拠点の住所(都道府県から記入)、拠点名称および施設、設備、機器類を導入する棟番号などを記入してください。また、1つの申請で複数拠点の申請を行う場合は、すべての拠点について記入してください。

⑤物流事業者の情報

申請者のうち、物流事業者についての詳細を記入してください。

⑥「広域リージョン連携」について

「広域リージョン連携ビジョン」に基づくプロジェクトに係る事業者である場合、記入してください。該当しない場合は無記入で構いません。なお、今年度中に参加を見込む場合は、時期・内容等詳細を記入してください。

10. 申請書類記入例(3)

※記入例は、記入個所を便宜上赤字にしていますが、実際には黒字で作成してください。

②様式第1別紙1(実施計画書2) 2/6

別紙1

実施計画書 2

共通 2 (全申請者が記入)	
⑦ 間接補助事業を活用する背景・抱える課題	*物流拠点の脱炭素化を進める背景・現在抱えている課題等を記載する。業界目標を達成するために脱炭素化の取り組みを急いでいるが、配送カーとの関係上EVトラックでは走行距離に不安があり導入に踏み切れていない
⑧ 脱炭素化を推進する内容を含む企業方針、社内計画があれば記載ください。	企業方針 社内計画 その他 () 無 一昨年より再エネ導入目標を定め、環境レポートを毎年作成しています。また、HPにも掲載しており、トピックスとして進捗報告を行っている。 エビデンス 有 無
⑨ 上記方針・計画における本事業の位置づけを記載ください。	建物の脱炭素化の取り組みとして太陽光発電設備を導入し、施設のCO2削減を行っている。本計画は、車両のCO2削減を目指す取り組みとして位置付けており、FCV車両、EV車両など用途に応じて導入する計画の手始めとなる。
⑩ 本取組における特徴があれば教えてください(新規の取組や〇〇技術の活用等)チャレンジングな取組があれば教えてください。	当社では初の導入となるFC車両となるため、災害協定を締結する市とも提携し、市の環境イベントでの展示走行や見学会への貸りなどの取り組みを行い関心を高める運動にも参与する予定です。
⑪ 事業実施のスケジュール	説明資料 有 無 *「事業の内容」に記載した内容に関するスケジュールを記載する。 交付決定後：速やかに施工会社と契約を締結し発注を行う 令和8年8月中旬：着工予定 令和8年10月末：事務局に進捗報告 令和8年11月末：事務局に進捗報告 令和8年12月初旬：FCフォークリフト納車 令和8年12月中旬：水素貯蔵タンク・充填設備施工完了 令和9年1月中旬：水素製造設備増設完了 令和9年1月下旬：稼取・支払い完了 令和9年2月初旬：実績報告
⑫ 導入設備の災害時の活用を行う場合は右記に記入してください	①災害時の供給対象：FCV車両やFCフォークリフトへの水素燃料供給 ②供給能力(kWhなど)：貯蔵タンクがフルの状態では3トフォーク30台分 ③当該の活用を行う協定締結相手：△△市 ④③を行うことを担保するエビデンス：有()、無() 現在締結に向けて折衝しており令和8年10月を目途に締結の見込み
⑬ 間接補助事業の補助金充当額以外の負担について	*補助金によって賄われる部分以外がある場合、間接補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法について記載 補助金以外の費用は自己負担いたします
⑭ 間接補助事業に関して生ずる収入金について	*間接補助事業に関して生ずる収入金に関する事項がある場合は記載 無し

⑦間接補助事業を活用する背景・抱える課題

申請した施設、設備、機器類の導入するに至った問題点、課題、改善したい内容について記入してください。

⑧脱炭素化を推進する内容を含む企業方針、社内計画

社内で脱炭素化に取り組む計画、方針があれば記入してください。

⑨上記方針・計画における本事業の位置づけ

⑧で計画や方針がある場合、本事業の取組みがどのように連携されるのか記入してください。

⑩本取組における特徴

今回の取組みで、特筆すべき内容(方法、導入内容等)があれば記入してください。

⑪事業実施のスケジュール

発注、リース契約(リース導入がある場合のみ)、納入、着工、竣工、支払い、事業完了、実績報告の予定日または予定時期について記入してください。そのほかは、「●月上旬」や「●月末」などの時期を記入してください。交付決定日は、作成時点で不明であるため、「交付決定後」としてください。ただし、実績報告期限は、令和9年2月10日となっているため、この日を超過したスケジュールとならないよう注意してください。

⑫導入設備の災害時の活用

「①災害時の供給対象」は、災害時に近隣住民等に対してどのような設備や機器類に対して水素またはバイオディーゼル燃料を供給するのか記載してください。

「②供給能力」は、災害時に供給可能な最大容量(水素、バイオディーゼル燃料ともに)を記入してください。

「③当該の活用を行う協定締結相手」は、災害時の活用について水素やバイオディーゼル燃料を供給する旨について締結をする地方自治体等の名称を記入してください。締結を行わず独自に行う場合、当該の活用を行うことを要件として認められません。

「④③を行うことを担保するエビデンス」については、既に協議が進んでいる場合や協定を締結している場合には、協定書や議事録等の有無を記入してください。

⑬間接補助事業の補助金充当額以外の負担

補助金で交付される金額以外の費用負担方法について記入してください。

⑭間接補助事業に関して生ずる収入金について

補助事業で設置される設備・機器によって収入が見込まれる場合、どの設備・機器でどのくらいの収入が見込まれるか記入してください。見込まれる収入が無い場合は、「無し」と記入してください。

10. 申請書類記入例(4)

※記入例は、記入個所を便宜上赤字にしていますが、実際には黒字で作成してください。

②様式第1別紙1(実施計画書3-1) 3/6

別紙1

実施計画書 3-1

【次世代エネルギー(水素)を活用する取組】を実施する事業者のみ、取組内容について記載	
取組内容	
15 事業全体の実施計画	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
16 転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
17 転換後の車種の航続距離	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
18 転換後の車種の燃費	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
19 転換後の車種の燃費	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
20 転換後の車種の燃費	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
21 転換後の車種の燃費	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
22 転換後の車種の燃費	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
23 転換後の車種の燃費	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
24 転換後の車種の燃費	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
25 転換後の車種の燃費	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
26 転換後の車種の燃費	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>
27 転換後の車種の燃費	<p>●物流業務用FCVの導入 ●FCフォークリフトの導入</p> <p>転換前の車種(新規導入・増備の場合は記載不要)</p> <p>転換後・新規導入予定の車種</p> <p>転換後の車種の航続距離</p> <p>転換後の車種の燃費</p> <p>16 転換後の車種の航続距離</p> <p>17 転換後の車種の燃費</p> <p>18 転換後の車種の燃費</p> <p>19 転換後の車種の燃費</p> <p>20 転換後の車種の燃費</p> <p>21 転換後の車種の燃費</p> <p>22 転換後の車種の燃費</p> <p>23 転換後の車種の燃費</p> <p>24 転換後の車種の燃費</p> <p>25 転換後の車種の燃費</p> <p>26 転換後の車種の燃費</p> <p>27 転換後の車種の燃費</p>

15 事業全体の実施計画

導入する機器の組み合わせと、その組み合わせを選択した理由を記入してください。
共同申請の場合は、それぞれの役割を記入してください。

16 転換前の車種

車両を転換する場合は記入してください。

17 転換後・新規導入予定の車種

導入する物流業務用FCV車両等のメーカー名、車種、最大積載量を記入してください。

18 転換後の車種の航続距離

導入する物流業務用FCV等の1充填あたりの走行距離(カタログ値)を記入してください。

19 転換後の車種の燃費

導入する物流業務用FCV等の水素1kgあたりの走行距離(カタログ値)を記入してください。

20 実施場所における従来車両のFCVトラック、FCフォークリフトへの転換台数・転換率

物流業務用FCV等を導入する拠点のリースを含む物流業務用車両(営業車除く)の台数、うちFCVの車両台数を本事業の実施前後で記入してください。
例)実施前:全体50台(うちFCV3台) 実施後:全体50台(うちFCV4台)

21 導入車両の運搬内容・運搬頻度・導入車両の運搬先

導入する物流業務用EV車両等の具体的な運航計画について記入してください。

22 水素製造・貯蔵設備の導入の場合、設置メーカーおよび機器名

新規設置の場合はメーカー名と機器名称、既存設置の場合は既存の旨とメーカー名、機器名称を記入してください。

23 購入した水素の活用の場合、水素の調達先・調達方法

水素の購入先名称、製造方法。調達先が再エネ電力を使用している場合は再エネ率を記入してください。

24 製造方法が特定でき、水素生成時のCO2排出量がわかる場合

水素製造・運搬時のCO2排出量を記入してください。

25 利用用途

製造された水素の用途を記入してください。

26 水素製造・貯蔵設備の導入の場合、設置メーカーおよび機器名

新規設置の場合はメーカー名と機器名称、既存設置の場合は既存の旨とメーカー名、機器名称を記入してください。

27 充填能力

1時間あたりの充填能力を、Nm³/hで記入してください

10. 申請書類記入例(6)

※記入例は、記入個所を便宜上赤字にしていますが、実際には黒字で作成してください。

②様式第1別紙1(実施計画書3-2) 5/6

③7	「購入したバイオ燃料の活用」の場合、バイオ燃料の回収ルート・調達先・調達方法(製造方式)	認証を受けた国内バイオ燃料製造事業者より購入する。原料は、飲食店や食品工場等から回収された使用済み食用油であり、既存の回収業者が定期回収し、製造事業者の製造拠点へ集められる。製造方式は、油質をメタノールと反応させるエステル交換反応によるFAME製造方式とし、品質規格を満たした燃料を調達する。
③8	バイオ燃料の油種および混合比率	油種：FAME 混合比率：5%
③9	バイオ燃料もしくはその原料の調達先・調達方法(製造方式)	原料は、飲食店や食品工場等から回収された使用済み食用油であり、定期回収し、製造拠点へ集められる。製造方式は、油質をメタノールと反応させるエステル交換反応によるFAME製造方式とし、品質規格を満たした燃料を調達する。
④0	「バイオ燃料製造設備の導入」の場合、その製造能力 「購入したバイオ燃料の活用」の場合、年間の購入予定量	製造能力：3,000L/日
④1	利用用途	※取組みの実施計画を記載 物流・輸送分野を中心にFAMEを活用し、新規で導入するBDFトラック等のディーゼル燃料として使用することで、輸送に伴うCO ₂ 排出量の削減を図る。 将来的には10t級のBDFトラックを導入し長期的計画でBDF車両の拡充し、当該施設・設備を活用する。
④2	●バイオ燃料給油設備の導入 ●既存のバイオ燃料給油設備の活用	
④2	「バイオ燃料給油設備の導入」の場合、設置する給油スタンドのメーカーおよび機器名 「既存のバイオ燃料給油設備の活用」の場合、既に導入している給油スタンドのメーカーおよび機器名	メーカー：株式会社太平洋ケミカル 機器名：J10hy-Z

- ③7「購入したバイオ燃料の活用」の場合、回収ルート、調達先、調達方法
購入したバイオ燃料の製造方式や原料の調達先など具体的に記入してください。
- ③8バイオ燃料の油種および混合比率
油種と混合比率(B5、B100など)を記入してください。
- ③9バイオ燃料もしくはその原料の調達先、調達方法
バイオ燃料の原料の調達をどのように行うか、具体的に記入してください。
- ④0「バイオ燃料製造設備の導入」の場合、製造能力。「購入したバイオ燃料の活用」の場合、年間の購入予定量
製造能力は1日当たりの製造能力、月平均の製造能力を記入してください。
- ④1利用用途
取り組みの実施計画を簡潔に記入してください。
- ④2「バイオ燃料給油設備の導入」の場合、給油スタンドのメーカーおよび機器名
新規導入、既存設備の活用の場合ともに、給油スタンドのメーカー名と機器名称を記入してください。

10. 申請書類記入例(7)

※記入例は、記入個所を便宜上赤字にしていますが、実際には黒字で作成してください。

②様式第1別紙1(実施計画書4) 6/6

実施計画書 4

【「先進的な取組」に必要な機器類等の導入】の内容について記載	
導入内容	
④3	導入する機器類の名称
④4	導入台数
④5	利用用途
④6	導入により見込まれる効果

「【先進的な取組に必要な機器類】のみ、導入予定の要件について記載」
 ※該当する申請者のみ記入してください。

④3 導入する機器類の名称

導入する機器類のメーカー名、機器名、要件名(AGV、EMSなど)を記入してください。

④4 導入台数

導入する機器類の台数を記入してください。複数種類の機器を導入する場合は、機器ごとに記入してください。

④5 利用用途

先進的な取組に必要な機器類の用途について記入してください。

④6 導入により見込まれる効果

機器類の導入によるCO₂削減やその他の定量的な効果の見込みを記入してください。また、導入によって発生する定性的な効果もあれば、あわせて記入してください。

10. 申請書類記入例(8)

※記入例は、記入個所を便宜上赤字にしていますが、実際には黒字で作成してください。

③様式第1別紙2(経費内訳)

すべての申請者が提出必須です。

様式をホームページよりダウンロードして作成してください。この様式はExcelとなります。

別紙2				
経費内訳				
①	②	③	(単位：円)	
補助対象経費の区分※1と内訳※2	間接補助事業に要する経費※3	補助対象経費※4	補助率	補助金の額(交付申請額)
① 水素貯蔵施設の増入	工事費	1,253,000	1,253,000	
	設備費	187,800,500	185,489,650	
	業務費	42,856	42,856	
	事務費	0	0	
	計	189,096,356	186,785,506	
② 水素充填設備の増入	工事費	1,287,596	1,136,000	
	設備費	27,851,250	26,285,000	
	業務費	0	0	
	事務費	0	0	
計	29,138,846	27,421,000		
③ 物流用FCV車両の増入	工事費	325,696	325,696	
	設備費	11,120,000	11,120,000	
	業務費	84,275	84,275	
	事務費	0	0	
計	11,529,971	11,529,971		
④ AGVの増入	工事費	512,450	512,450	
	設備費	2,356,845	2,356,845	
	業務費	560,302	560,302	
	事務費	0	0	
計	3,429,597	3,429,597		
合計	233,194,770	229,166,074	1/2	114,583,000

※1 区分について
取組みの名称を簡潔に記入すること(例：太陽光発電機設置)

※2 内訳について
工事費：交付規程別表第2の区分「工事費」を参照のこと
設備費：交付規程別表第2の区分「設備費」を参照のこと
業務費：交付規程別表第3の区分「業務費」を参照のこと
事務費：交付規程別表第3の区分「事務費」を参照のこと

※3 間接補助事業に要する経費について
事業を行うために必要な全ての費用を記入すること

※4 補助対象経費について
※3のうち、補助の対象となる費用を記入すること

①補助対象経費の区分と内訳

各要件の直下空欄に具体的な要件名を記入してください。なお、水素の購入、バイオマス燃料の購入、既設の施設、設備を活用する場合であっても具体的な要件名は記入してください。

②間接補助事業に要する経費

間接補助事業に要する経費は、「7.補助対象事業の要件」(P.14~29)と見積書を参照し、各要件の補助対象経費と補助対象外経費の合計額を工事費、設備費、業務費、事務費別に記入してください。

なお、水素、バイオディーゼル燃料の購入については、導入から事業完了までに見込まれる購入費用を業務費として計上してください。また、既設の施設、設備を活用する場合は、0円として計上してください。

③補助対象経費

補助対象経費は、「7.補助対象事業の要件」(P.14~29)と見積書を参照し、各要件の補助対象経費の合計額を工事費、設備費、業務費、事務費別に記入してください。なお、水素およびバイオ燃料の購入、既設の施設・設備を活用する場合は、0円として計上してください。

④計、合計、補助金の額

各要件の計、合計、補助金の額は、自動的に計算されます。

その他

②の合計額は、様式第1の「3.間接補助事業に要する経費」と、

③の合計額は、様式第1の「4.補助対象経費」と、

④の補助金の額は、様式第1の「5.補助金交付申請額」とそれぞれ相違ないか、提出前に必ずご確認ください。

10. 申請書類記入例(9)

※記入例は、記入個所を便宜上赤字にしていますが、実際には黒字で作成してください。

④様式第1別紙3(役員名簿)

すべての申請者が提出必須です。また、共同申請の場合は、申請事業者ごとに1部ずつ提出してください。

様式をホームページよりダウンロードして作成してください。

別紙3

氏名カナ	氏名漢字	生年月日			会社名	役職名
		和暦	年	月		
ウエハス ユカ	上蓮 倉子	S	82	10	18	令和ウェアハウス株式会社 代表取締役
クニト イサヲ	国土 一郎	H	13	1	6	令和ウェアハウス株式会社 取締役
ランド アイ トランスポート	Land I Transport	S	55	5	19	令和ウェアハウス株式会社 取締役
トワイブ ショウ	通交 省吾	S	59	7	1	株式会社あおい銀行 社外取締役

(注) 役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカタ読みを記載すること。

①氏名カナ

すべての役員のカナ表記を半角で記入してください。姓名の間には半角スペースを入れてください。

②氏名漢字

すべての役員の漢字表記を全角で記入してください。姓名の間には半角スペースを入れてください。なお、外国の方の場合は、アルファベット表記にて記入してください。

③生年月日

生年月日は、和暦、年、月、日をそれぞれの欄に分けて記入してください。なお、和暦の表記については、大正生まれの方はT、昭和生まれの方はS、平成生まれの方はHをそれぞれ記入してください。

④会社名

所属している法人名を記入してください。なお、申請事業者に役職等がある場合でも、主たる所属が申請事業者ではない方(他法人に主に所属している方や、外部・社外の取締役、監査役など)は、その主に所属している法人名を記入ください。

⑤役職名

すべての役員の役職名を記入してください。

10. 申請書類記入例(10)

※記入例は、記入個所を便宜上赤字にしていますが、実際には黒字で作成してください。

⑤様式第1別紙4(実施体制図)

すべての申請者が提出必須です。

様式をホームページよりダウンロードして作成してください。

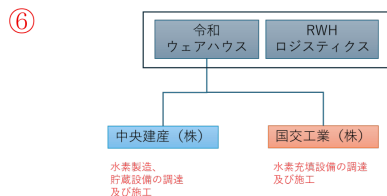
別紙4

実施体制図

【実施体制】(税込100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。)

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込) (単位:円)	業務の範囲
中央建産(株)	販売・工事委託	千葉県匝瑺市■12-3-4	●●●●●●●● 円	水素製造、 貯蔵設備の調達 及び施工
国交工業(株)	販売・工事委託	東京都千代田区▲▼3-2-1	●●●●●●●● 円	水素充填設備の 調達及び施工
①	②	③	④	⑤

【実施体制図】



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・間接補助事業の一部を第三者に委託する場合には、契約先の事業者(税込100万円以上の取引に限る。)の事業者名、申請者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合(再委託などを行っている場合で、税込100万円以上の取引に限る。)も上記同様に記載のこと。

①【実施体制】事業者名

設備や機器類の調達先、設置工事の委託先等と100万円(税込)以上の契約となる事業者の法人名をすべて記入してください。

②【実施体制】当社との関係

①で記入した事業者との関係について記入してください。なお、グループ会社や関連会社の場合は、その旨も併記してください。その場合、利益排除が必要となります。詳細は、公募要領のP.13(I 事業概要 8.その他 4)自社調達を行う場合の扱い(利益排除の考え方)をご確認ください。

③【実施体制】住所

①で記入した事業者の住所を記入してください。営業拠点が複数ある場合は、本社の住所を記入してください。

④【実施体制】契約金額(税込)

①で記入した事業者との契約金額(見積書の金額)を税込で記入してください。

⑤【実施体制】業務の範囲

①で記入した事業者の本事業における業務の範囲を記入してください。**その際、脱炭素に関する専門的知見を有しているかどうか、どの事業者が有しているかを記載してください。**

⑥【実施体制図】

①で記入した事業者との関係性について体制図を記載ください。

10.申請書類記入例(11)

⑪CO₂削減根拠資料【輸送】

「水素の活用・バイオマスの活用において、物流業務用FCV・BDF車両を導入する申請者」が提出必須です。

書式をホームページよりダウンロードして作成してください。**この様式はExcelとなります。**

申請書名 ○○株式会社

POK様定書式

燃料法 (燃料使用量が分かる場合)

CO₂排出量の算出結果と削減効果の把握 (算出の際は、単位に注意すること)

記載例・BDF車両

記載を1から開始すると、Q列の混合比率が自動で選択されます。減炭率(Q列の欄をスライドさせてください)も記載してください。

燃料区分を記入した場合、記載しているバイオディーゼルの割合分の単位発熱量と排出係数を入力してください。(バイオディーゼルの割合の割合は不要です)

事業実施前	輸送の種類	燃料	発地	着地	主な輸送方法	距離(km)	平均的な稼働率(%)	単位距離当りの燃料消費量(L/km)	燃料消費量(G/L)	燃料消費量(kg)	排出係数(軽油分)(t-CO ₂ /G)	排出係数(重油分)(t-CO ₂ /G)	排出係数(混合分)(t-CO ₂ /G)	CO ₂ 排出量(t-CO ₂ /年)
1	〇〇(軽油)	ディーゼル	〇〇(自置)	××(自置)	トラック	87	100	589	1767	6.5	93.4	0.0187	3.66667	14.01
2	〇〇(軽油)	FAME (B7)	〇〇(自置)	××(自置)	トラック	87	100	589	1767	6.5	93.4	0.0187	3.66667	14.11

〇現在では、年間 14.9 t-CO₂であったものが、計画では 14.1 t-CO₂となりました。
削減率: 0.8 t-CO₂ 削減率: 5%

記載される燃料量と排出係数

No.	燃料の種類	単位	記載される燃料量	記載される排出係数	単位-CO ₂ 排出係数
1	軽油	kg	33.4	0.166	0.0055
2	バイオディーゼル	kg	30.0	0.166	0.0050
3	軽油	kg	30.0	0.166	0.0050
4	軽油	kg	30.0	0.166	0.0050
5	軽油	kg	41.8	0.166	0.0069
6	軽油	kg	30.0	0.166	0.0050
7	バイオディーゼル	kg	33.4	0.166	0.0055
8	バイオディーゼル	kg	30.0	0.166	0.0050
9	バイオディーゼル	kg	31.2	0.171	0.0053
10	軽油	kg	1.07	0.166	0.00017
11	バイオディーゼル	kg	33.3	0.166	0.0055

作成時の注意

- ・導入する車両の燃料区分(FCV・BDF車両)や算出する計算方法によって使用するシートを確認の上で作成してください。
- ・燃料区分ごとに記載例があるため、参考にして作成してください。
- ・FCVの場合は、排出係数は不明だと思いますので、記載例に倣って走行距離と燃料使用量(単位:kg)を記載してください。
- ・BDF車両の場合は、E列で油種を選択すると、Q列の混合比率が自動で選択されます。**BDF車両導入の行には、N列に配合しているバイオディーゼル以外の軽油の分の単位発熱量と排出係数を入力してください。(バイオディーゼル燃料の分の入力は不要です)**詳細は記入例を参考にしてください。

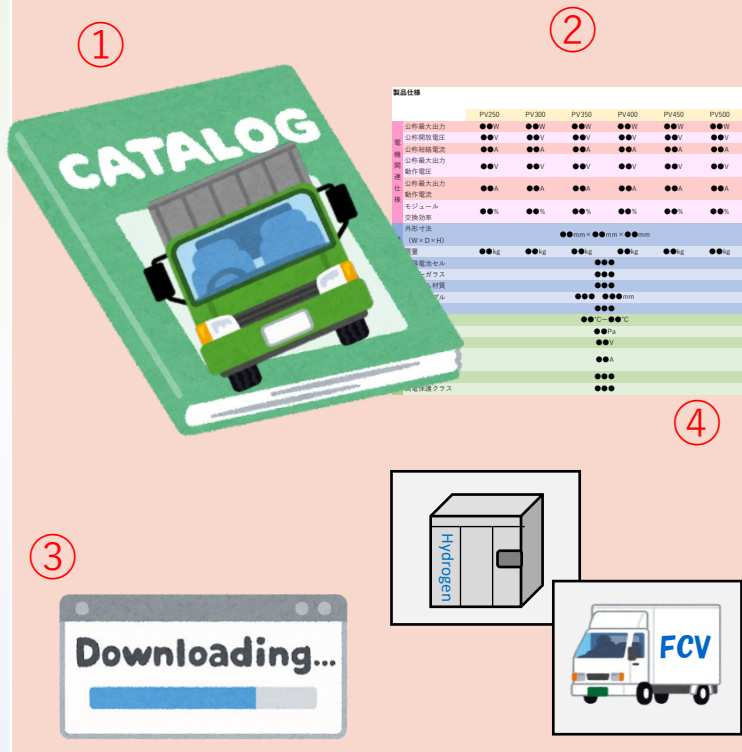
※「水素の活用・バイオマスの活用において、物流業務用FCV・BDF車両を導入しない場合も、【輸送】シートを提出してください。記載方法については、書式の説明を参照ください。」

11. その他提出書類の注意点(2)

⑦ 設備、機器類資料 (写)

すべての申請者が提出必須です。

各要件の主要機器(水素製造・貯蔵・充填設備、バイオ燃料製造・貯蔵・給油設備、物流業務用FCV・BDF車両・FCフォークリフト、BDFフォークリフト)のカタログ、パンフレット、機器仕様書等を提出してください。



① 表記言語について

国外製品を導入する場合、必ず日本語訳の資料も併せて提出してください。

② 仕様や規格の明示

導入する設備や機器類等の仕様、規格が明記された資料を提出してください。また、1つ資料で複数の製品について掲載されている資料の場合、どの製品が申請対象かわかるようマーカー等で明確にしてください。

③ 資料の入手方法、提出方法

資料の入手方法は、メーカーまたは販売店や見積書発行元などから取得してください。紙媒体の資料については、PDFに電子化して提出してください。メーカーのサイトで公開されている場合は、ダウンロードしたファイルを提出していただいても問題ありません。また、メーカーのサイト上で掲載されている場合は、当該箇所のキャプチャ画面の提出でも問題ありませんが、当該ページのURLのみを提出することは不可となります。

④ 設備、機器ごとに1ファイル

設備や機器類ごとに1ファイルで提出してください。ファイル名には、内容が分かるように該当する設備や機器の名称を記載してください。

11. その他提出書類の注意点(3)

⑧ 登記事項証明書または登記簿謄本 (写)

すべての申請者が提出必須です。また、共同申請の場合は、申請事業者ごとに1部ずつ提出してください。

具体の書類として、履歴事項全部証明書、現在事項現在証明書等が該当します。

現在事項全部証明書

東京都千代田区●●一丁目2番3号
令和ウェアハウス株式会社
会社法人等番号 1234-56-789012

商号	令和ウェアハウス株式会社	
本店	東京都千代田区●●一丁目2番3号	
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載して行う。	
会社設立の年月日	令和元年7月1日	
目的	1.倉庫業 2.貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業 3.物流センターの管理運営 4.物品の仕分け、梱包および発送業務の請負業 5.前各号に付帯する一切の業務 令和 元年 7月 1日登	
発行可能株式総数	●万●●●株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 ●万株	
資本金の額	金●●億●●●万円	
株式の譲渡制限に 関する規制	当会社の株式を譲渡するには株主総会の承認を受けなければならない。 令和 元年 7月 1日登記	
役員に関する事項	東京都豊島区●●四丁目5番6号 代表取締役 上運 倉子	令和 3年 7月 1日重任 令和 3年 7月 20日登記
	取締役 国土 一郎	令和 3年 7月 1日重任 令和 3年 7月 20日登記
	取締役 ランド・アイ・トランスポート	令和 3年 7月 1日重任 令和 3年 7月 20日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により令和元 年 7月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により令和元 年 7月 1日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 ●年 ●月 ●●日

東京都地方務局
登記官

証明 太郎



整理番号 ア123456

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

①目的

P.6の1)~4)に示す補助対象事業者および5)-1~3)に示す事業者は、この項目にて該当する業務内容が掲載されている必要があります。

②発行年月日

申請時点で3か月以内に発行された証明書が有効とします。これより前に発行された証明書は受理されないため、再取得が必要です。なお、取得方法によっては申請から10日以上かかる場合がありますので、ご注意ください。

11. その他提出書類の注意点(4)

⑨貸借対照表、⑩損益計算書

すべての申請者が提出必須です。また、共同申請の場合は、申請事業者ごとに1部ずつ提出してください。

直近2カ年分の資料を提出してください。

貸借対照表		①		単位：円
科 目	本年度	前年度		
	R●●●●	R●●●●		
◆資産				
流動資産	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
現金預金	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
受取手形	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
売掛金	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
有価証券	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
商品	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
その他	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
固定資産				
土地				
建物				
機械				
◆負債				
流動負債				
支払手形				
買掛金				
短期借入金				
固定負債				
長期借入金				
社債				
◆純資産				
資本金				
利益剰余金				

損益計算書		①		単位：円
科 目	本年度	前年度		
	R●●●●	R●●●●		
◆経常損益				
営業損益	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
売上高	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
売上原価	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
売上差利益	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
販売費および一般管理費	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
営業利益	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
営業外収益				
受取利息	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
受取配当金	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
雑収入	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
営業外収益合計	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
営業外費用				
支払利息	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
為替差損	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
雑損失	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
経常利益	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
◆特別損益				
特別利益				
固定資産売却益	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
投資有価証券売却	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
特別利益合計	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
特別損失	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
投資有価証券売却損	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
災害による損失	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
特別損失合計	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
◆合計				
税引前当期利益	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
法人税・住民税および事業税等	●●●●●●●●	●●●●●●●●		
当期利益	●●●●●●●●	●●●●●●●●		

①掲載年度

前年度の内容が掲載されている場合は、直近1か年分の資料提出でも問題ありません。

その他

- ・共同申請の場合は、原則として代表申請者が取りまとめて提出してください。ただし、社内規定などにより難しい場合、事務局にご相談ください。提出方法については別途指示いたします。
- ・創立から2年未満のため、2カ年分の資料を提出できない場合は、申請時にメール本文または別途理由書などで、その旨をお知らせください。
- ・指定の書式はありませんが、審査により内容に不足や確認事項が生じた場合、別途追加資料の提出を指示する場合があります。

11. その他提出書類の注意点(5)

⑫ 既存設備を証する資料

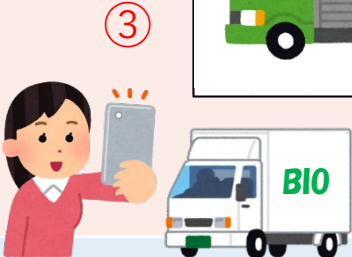
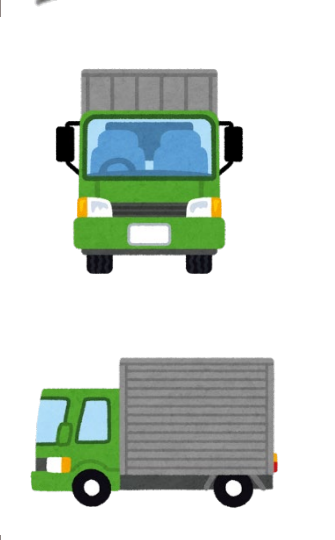
既設の水素製造・貯蔵・充填設備およびバイオ燃料製造・貯蔵・給油設備を活用する場合は、提出必須です。

保証書	
<small>この度は、弊社製品をお買い上げいただき、まことにありがとうございます。 下記の製品につきまして、保証期間内に不具合や故障が生じた場合に無償で修理または交換等を行うことを保証いたします。 なお、不具合や故障の原因によりましては、保証期間内であっても有償となる場合がございます。</small>	
製品名	T2-hydro7
製品シリアル番号	BSN054e665
製造年月日	令和 ●年 ●月 ●日
保証開始日	令和 ●年 ●月 ●日
保証期間	上記、保証開始日より1年間
製品の設置・使用場所	㈱ロジスタックス (株) 東京・バイ田川営業所 千葉県△△市●●△△-△
東西電機株式会社 〒XXX-XXXX 千葉県安井●●●●-7 電話番号：047-XXX-XXXX FAX：047-XXX-XXXX	

C-1エリア
バイオ車両

C-2エリア
バイオ車両

C-3エリア
バイオ車両



提出書類の一例

該当する資料の一例は以下の通りです。

①保証書(写)

製品名、納品された年月日、納品または設置された場所がわかるものを提出してください。

②竣工写真

対象となる設費の写真と機器銘板の記載内容がわかる写真を提出してください。

③導入設備の写真

対象となる設費の写真と機器銘板の記載内容がわかる写真を提出してください。物流業務用EV車両等の場合は、車両の前面と車体の横およびナンバープレートの写真を提出してください。スマートフォンにより撮影されたものでも問題ありませんが、不鮮明なものや手振れがひどい場合は、再提出を指示する可能性があります。

また、提出時のファイルについては、Excel等に貼り付けたファイル、PDF化したデータ、JPEG形式での提出などいずれの形式でも問題ありませんが、ファイル名等で内容や区別を明確にするようにしてください。

その他

・上記に挙げた一例以外の資料であっても導入されていることがわかる資料であれば問題ありません。ただし、審査によって他の資料による再提出および補足のために他の資料の追加提出を指示する場合があります。

11. その他提出書類の注意点(6)

⑬ 委任状

本事業に係る一部あるいは全部の業務を委任する場合は、提出必須です。

ホームページから様式をダウンロード可能ですが、原則自由書式です。

委任状

① 代理人	
属する事業者名称	藤張化工株式会社
所在地	千葉県千葉市美浜区●●3-6-9
担当者の氏名	水地 通
担当者の部署・役職	水素事業部 技術営業課 係長
担当者の電話番号	【携帯】070-XXXX-XXXX 【電話】043-XXX-XXXX
担当者のメールアドレス	t.eichi@makuharikako.co.jp

私は、上記の者を代理人と定め、令和8年度 地域物流脱炭素化促進事業に係る下記の権限を委任します。

記

②	
委任期間	初回の申請書類提出後から額確定まで
委任する内容	各必要書類の提出 提出書類の不備解消等をはじめとする事務局とのやりとり その他本補助事業に関する一切の付帯業務

委任者

- ③ 令和 ●年 ●月 ●日
属する事業者名称： 令和ウェアハウス株式会社
所在地： 千葉県△△市●●4-5-6
代表者の氏名： 上蓮 倉子

以上

明記すべき必要事項

以下の内容が明記された委任状を提出してください。

① 代理人

受任者となる代理人については、受任先となる事業者名、本社または本店の所在地、実務担当者の氏名とその者が所属する部署、役職、電話番号(携帯電話番号のみでも可)、メールアドレスが明記されている委任状を提出してください。

② 委任期間、委任する内容

代理人に委任をする期間および業務内容が明記されている委任状を提出してください。

③ 委任者

委任者となる申請者の事業者名、本社または本店の所在地、代表者の氏名が明記されている委任状を提出してください。なお、押印は不要です。

その他

委任をした場合であっても、事務局の担当者が事業の実施場所に訪問して行う「現地調査」および「現地検査」については、申請した事業者の担当者の立ち合いが必要となりますので注意してください。

※記入例は、記入個所を便宜上赤字にしていますが、実際には黒字で作成してください。

11.その他提出書類の注意点(7)

水素製造・貯蔵・充填設備およびバイオ燃料製造・貯蔵・給油設備を令和11年度までに導入が完了する旨の誓約書等

水素製造・貯蔵・充填設備およびバイオ燃料製造・貯蔵・給油設備の導入を補助対象の要件とし、かつ本年度の事業完了までに導入が完了せず、令和11年度までに導入が完了する申請者は提出必須です。

自由書式です。

①

文書番号 第補08-123-01号
令和8年5月30日

②

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

③

誓約書

令和8年度地域物流脱炭素化促進事業費補助金を申請するにあたり、下記の水素製造設備および水素貯蔵設備について、令和11年3月31日までに導入し稼働させることを誓約いたします。

④

記

1. 幕張化工株式会社製水素製造装置 Hy123-M6
2. 国交工業株式会社製水素貯蔵設備 suiTank71

⑤

以上

令和ウエハウス株式会社
代表取締役 上 運 倉子

明記すべき必要事項

以下の内容が明記された誓約書又はこれに準ずる書類(自由書式)を提出してください。

①宛名

誓約書の宛名は、「パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 本社長」としてください。

②文書番号および文書作成日

文書番号の記入は任意です。文書作成日は、作成した令和8年4月27日～同年6月5日までの日付を記入してください。

③書類のタイトル

本書類が誓約に関する書類であることが明確にわかるタイトルを記入してください。

④誓約する内容

本補助事業の申請において、令和11年度までに、どの設備(具体的なメーカー名及び型番等)をいつまでに(年月日)導入を完了するのかを記入してください。

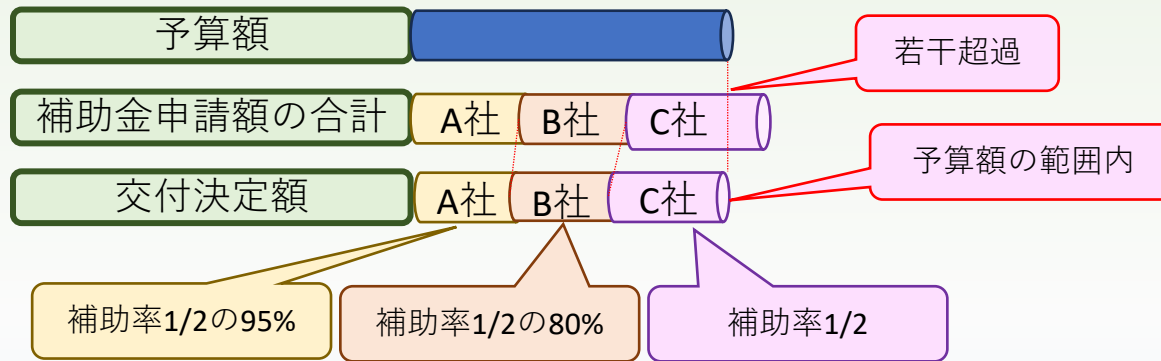
⑤署名および押印

署名が自筆の場合は押印は不要です。自筆でない場合は押印したものを提出してください

12.優先配分・優先採択(1)

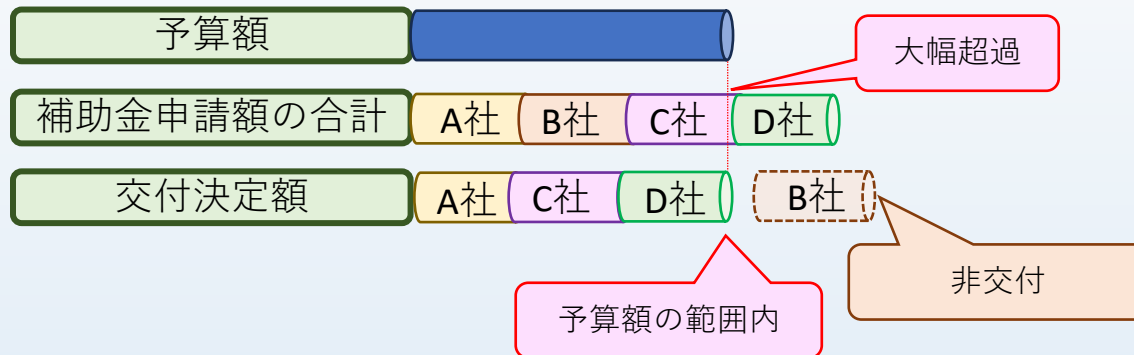
補助金申請額の合計が予算額を若干超える場合は優先配分を行います。予算額を大幅に超過した場合は優先採択を行います。

優先配分のイメージ図



優先配分は、補助金申請額の合計が予算額を若干超過した場合には行います。各申請者の取組内容や申請内容をもとに各申請者ごとに予算額の範囲内で補助率を決定します。

優先採択のイメージ図



優先採択は、補助金申請額の合計が予算額を大幅に超過した場合には行います。各申請者の取組内容や申請内容をもとに各申請者ごとに予算額の範囲内で採択・不採択を決定します。

申請状況に応じて、優先採択を行った上で、優先配分を実施する場合があります。

12.優先配分・優先採択(2)

優先配分および優先採択において、優先となりうる要件は下表のとおりです。

優先となりうる要件

中小事業者の申請

物流業務用FCV・BDF車両、FC・BDFフォークリフトを導入する事業者による申請

本事業の趣旨である「つくる・ためる・つかう」に則った活用を行う実施計画の申請

非常時に災害拠点の非常用水素充填拠点、バイオディーゼルの給油拠点として、物流用車両の提供協力などの協定を地方自治体と締結する予定の申請

広域リージョン連携推進要綱(令和7年9月2日付け総行行第425号自治行政局長通知)に規定する「広域リージョン連携ビジョン」に基づくプロジェクトに係る申請

その他、事業内容が特に優れていると判断される取組等

- ・上表に該当する申請であっても、同一の事業者が複数拠点の申請を行っている場合、一部の拠点を対象として検討し、他の拠点については、補助率の減少あるいは不採択とする可能性があります。
- ・優先配分の実施時であっても、申請内容や申請事業者が本事業の要件に満たない場合は、非交付となります。
- ・優先配分または優先採択による交付決定額は、上記の「優先となりうる要件」の他に有識者委員会にて総合的に勘案し、様式第2(交付決定通知書)にてお知らせいたします。

13. 交付決定後

交付決定は、令和8年6月下旬を予定しています。交付決定通知の受領後は、以下の事項を速やかに実施してください。

- ・ 交付決定通知書の内容を確認してください。内容に不服がある場合は、受領から10日以内に様式第12(交付申請取下げ届出書)を提出してください。ただし、「**自社の予算確保ができないため**」など自己都合による理由の場合は、**様式第3(計画変更(等)承認申請書)および様式第6(実績報告書)による事業廃止**となります。
- ・ 申請した施設、設備、機器類の発注を速やかに行ってください。その際に、採用した見積書の有効期限が切れている場合は、再取得してください。天災地変によるもの以外で、発注の著しい遅滞により事業完了が実績報告期限に間に合わない場合、事故報告による実績報告期限の延期が認められない場合があるためご注意ください。

14. 問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせ先は下記の通りです。

令和8年度 地域物流脱炭素化促進事業事務局

(略称: 地域物流脱炭素化事務局)

TEL: 050-5536-6831 (10時~17時 土日祝日及び年末年始を除く)

MAIL: logigx_r08@bg.pacific-hojo.jp (24時間受付)

※お問い合わせの内容によっては、回答までにお時間を要する可能性がありますのでご了承ください。

※上記以外へお問い合わせされた場合、回答致しかねることがございますので、必ず上記の連絡先にお問い合わせください。

※社内セキュリティにより社外からの添付ファイル付きメールの受信に制限がかけられている場合は、上記アドレスを受信対象として設定いただくよう貴社の専門部署にご相談ください。